

公益社団法人日本医学物理学会 外部委託規程

平成30(2018)年5月8日 制定
平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）が、本会の業務の一部を委託するにあたり、必要となる事項を定める。

(外部委託先の決定、業務委託契約書)

第2条 外部委託先の決定は、委託費が100万円を超えるものについては理事会の承認による。またその際に外部委託先とは、業務委託契約書を作成しなくてはならない。

(外部委託に関する窓口担当者)

第3条 各事業に関する業務を委託する場合には、以下の担当者が窓口となり、取りまとめを行う。

- (1) 学術大会の開催：学術大会長
- (2) 学術出版物の刊行：編集委員長、QA/QC委員長、用語委員長、教科書編集 ad hoc 委員長
- (3) 調査研究の実施：計測委員長、広報委員長、防護委員長、QA/QC委員長、国際交流委員長、用語委員長、教科書編集 ad hoc 委員長
- (4) サマーセミナーの開催：教育委員長
- (5) 市民公開講座の開催：学術大会長、教育委員長
- (6) 法人の管理に関する業務：総務委員長
- (7) 会計及び資金収支に関する業務：会計理事

(損害賠償義務)

第4条 理事は、外部委託先へ業務を委託したことに起因して、本会に損害を与えることになった場合には、定款第26条に定める額を限度として、損害賠償義務を負う。

(補則)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。